

基準 8 - 1 特定流通業務施設

高速自動車国道のインターチェンジ（指定 I C）^{※1}周辺に特定流通業務施設^{※2}を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第 4 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された物流総合効率化法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫であること。
- (2) 物流総合効率化法第 4 条第 8 項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものとの意見があった施設であること。
- (3) 申請地は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域を含まないものであること。
- (4) 申請地は、指定 I C を中心として半径 2.5 km の円で囲まれる区域内にあり、当該指定 I C に至るまでの道路幅員が 9 m 以上の既存道路に面し、かつ、路地状でないこと。
- (5) 車両の出入口は、当該道路に面し幅員が 8 m 以上で設置し、かつ、一般の交通に障害をもたらさない計画であること。

※ 1 指定 I C とは、前橋、高崎、前橋南及び駒形の各 I C をいう。

※ 2 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」第 4 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する「特定流通業務施設」に該当するもの

◎ 申請地の面積が 1,000 m² 以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。

本基準は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。